

【重要】

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」を策定したことをお知らせするものであり、専門学校が主体となって実施する職域接種を行う場合で、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たす場合について、「職域接種促進のための支援」の対象として認められることになったことをお知らせします。

3 文科教第 680 号
令和 3 年 10 月 11 日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
専修学校を置く国立大学法人の長 殿
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長

藤 原 章 夫

（ 公 印 省 略 ）

専門学校が主体となって実施する職域接種における「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」の策定について（通知）

令和 3 年 7 月 27 日、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「要綱」という。）が改正され、外部の医療機関から医師等の派遣を受けて専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）が主体となって実施する職域接種を行う場合で、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たす場合について、「職域接種促進のための支援」の対象として認められることになりました。

本件については、「専修学校における新型コロナワクチンの職域接種の実施にあたっての留意点等について」（令和 3 年 6 月 25 日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）2 において、厚生労働省と調整の上、文部科学省より周知を行う予定としていたところ、このたび、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」を別添 1 のとおり策定しましたのでお知らせします。

「地域貢献の認定」を希望する各専門学校や専門学校を設置する法人（以下「専門学校等」という。）におかれては、要綱に基づき、令和 3 年 12 月 17 日（金）までに文部科学省大学等ワクチン接種加速化検討チームのメールアドレス（chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp）へ申請書類をお送り下さい（その際、メールの題名は「【申請】地域貢献の認定（学校法人●●（専門学校）」とし、専門学校が主体となって実施する職域接種における「地域貢献の認定」

の申請であることを判別できるようにしてください。)

また、本件に関するQ&Aについて、別添2のとおり整理しましたので、併せて御参照ください。なお、別添1、2のQ&A、申請様式、参考1、2については、大学拠点接種と共通文書になります。そのため、Q&Aにつきましては、専門学校が主体となって実施する職域接種も同様ですので適宜、専門学校の観点から読み替えの上、ご参照ください。

地域貢献認定後は、各専門学校等の本部が所在する都道府県に対して申請を実施していただくこととなりますので、各都道府県から示される情報をよくご確認ください。

各都道府県におかれては所轄の専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<添付資料>

- 【別添1】「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」（令和3年10月7日文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定）
- 【別添2】地域貢献認定申請書
- 【別添3】大学拠点接種の支援スキーム等に関するQ&A（令和3年10月11日版）
- 【参考1】令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（抄）
- 【参考2】令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（抄）
- 【参考3】「専修学校における新型コロナワクチンの職域接種の実施にあたっての留意点等について」（令和3年6月25日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）

<参考情報>

- 専修学校が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種等について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00017.html



- 専修学校等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種の実施に当たっての留意点等について（周知）

https://www.mext.go.jp/content/20210805-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



【地域貢献認定の申請に関すること】

電話：03-5348-2709

対応時間：8:30～17:15(土・日・祝日及び12:00～13:00を除く)

※地域貢献認定のためのサポートデスクを令和3年12月28日まで開設していますので、こちらまでご連絡ください。

E-mail:chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
大学拠点接種に係る地域貢献の基準

令和3年10月7日
文部科学省
総合教育政策局長・
高等教育局長決定

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号。以下「要綱」という。）3（21）ウ（ウ）に定める職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という。）が行う大学拠点接種における地域貢献の基準等について、以下のとおり定める。

第1 地域貢献の基準

地方自治体と連携し、大学等において、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行った際、以下に定める要件を満たした場合には、職域接種促進のための支援が可能な地域貢献があったものと認定し、要綱3（21）ウ（ウ）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）において、接種1回当たり1,000円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助できることとする。

（近隣教育機関等への接種）

大学拠点接種において、自大学等（設置する法人が同じである教育機関を含む。）の学生・生徒、教職員以外に、以下に定める接種対象者の合計が総接種人数の5%以上である（ただし、総接種人数が1,000人に満たない場合は、1,000人を母数とする。）か、又は500人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとする。

- ①近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒
- ②自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員
- ③教職員及び学生・生徒の家族
- ④地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民
- ⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者

第2 地域貢献の認定

1. 第1に定める基準を満たし、上乘せ支援を希望する大学等は、都道府県への交付金の申請に先立ち、文部科学省に地域貢献認定申請書を提出し、地域貢献の認定を受けた上で、所在する都道府県へ交付要綱に定める必要書類とともに文部科学省から交付された認定に係る文書の写しを提出し、交付金の申請を行うこと。
2. 文部科学省における認定手続には相応の時間を要するため、原則として交付金申請先の都道府県が定める交付金申請締切りの2週間前には文部科学省へ別紙

を提出すること。

第3 大学の附属病院が個別接種促進のための支援を受ける場合

要綱3 (21) エ (ウ) に定める「大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合」で、要綱3 (21) ウ (イ) 「②病院における取組」の支援を受ける場合、「第1 地域貢献の基準」の要件を満たし、「第2 地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

また、要綱3 (21) エ (ウ) に定める「接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合」で、要綱3 (21) ウ (イ) の支援を受ける場合においても同様に、「第1 地域貢献の基準」の要件を満たし、「第2 地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

大学拠点接種の支援スキーム等に関する Q & A（令和 3 年 10 月 11 日版）

目次

問 1	今回、基準を策定した趣旨を教えてください。	2
問 2	大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。	2
問 3	「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。	3
問 4	「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとのことですが、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。	3
問 5	「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありますか。	4
問 6	大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。	5
問 7	外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。	5
問 8	「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこが行うのでしょうか。	6
問 9	「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。	6
問 10	地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員」とあるが、どのようなものが対象になるのか。	6

※専門学校が主体となって実施する職域接種についても、大学拠点接種と同様に「職域接種促進のための支援」の対象になる場合がありますので、こちらの Q&A を参照ください。

問1 今回、基準を策定した趣旨を教えてください。

文部科学省では、「大学拠点接種」を実施する大学には、他大学の学生や教職員、海外留学を予定している方々、地域の方々などへのワクチン接種にも御対応いただき、社会貢献を形にさせていただきたいという考えを示してまいりました¹。

これを踏まえ、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行う場合で、一定の要件を満たす地域貢献を行う大学については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づく「職域接種促進のための支援」²において、接種1回あたり1,000円を上限として、会場の設置にかかる経費等の実費を支援することとなったところです。

今回、支援を受けるにあたって必要な地域貢献の基準を文部科学省において定め、お知らせするものです。

問2 大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。

大学拠点接種について、以下の要件をいずれも満たす場合に「職域接種促進のための支援」の対象となります。

- ・ 外部の医療機関が出張して行っている。
- ・ 文部科学省が定める地域貢献の基準³を満たしていて、文部科学省の認定を受けている。

支援の内容については、接種1回あたり1,000円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助します。したがって、会場の設置にかかる経費等が1,000円×接種回数の合計額を下回る場合は、全額補助されますが、上回る場合は、1,000円×接種回数の合計額が補助されます。

なお、大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は、本支援ではなく、「個別接種促進のための支援」⁴の対象となります。詳しくは問6を参照してください。

¹ 例として、「「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ」（令和3年6月22日）。

² 同要綱17～18頁及び「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年7月27日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）8頁参照。

³ 別添1「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）「職域接種に対する新たな支援策」大学拠点接種に係る地域貢献の基準」（令和3年10月7日文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定）。

⁴ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」16～18頁及び「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年7月27日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）7～8頁参照。

問3 「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。

本支援は医療機関における通常の予防接種の対応を超える費用が対象になります。

具体的には、会場の借り上げ費用、会場設営・撤去費、会場の運営費、会場の感染防止対策に係る費用、会場運営の委託費、接種者の交通費実費、受付や会場誘導、経過観察を行うために臨時に雇用した者（学生アルバイト等）の人件費、接種会場の運営に係る業務に専従する職員の時間外労働や休日労働に係る手当等（時間外労働や休日労働に係る手当等を除く賃金（基本給等）については対象外です。）など、実情を反映して合理的に必要なと考えられる費用について対象となります。

ただし、会場の設置等に直接必要とならないものについては対象となりません。

問4 「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとのことですが、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。

大学内の診療所が独自に大学拠点接種を実施する場合は支援の対象外ですが、大学が大学拠点接種の実施のために新たに医療機関の開設又は巡回健診の届出をした場合であって、

- ・ 外部の医療機関から医師等を雇用する費用が大学に発生している
- ・ 大学拠点接種終了後速やかに医療機関の廃止等の届けを提出する

のいずれにも該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する接種と実質的に同じものであることから、「職域接種促進のための支援」の対象となります。




なお、外部の医療機関に当該大学の付属病院は含まれず、付属病院から医師等を派遣した場合は、付属病院が大学内で実施している場合と同様に取り扱うこととなります。

問5 「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありますか。

新型コロナワクチン接種については、接種の形態にかかわらず、共通して「ワクチン接種対策費負担金」において、予診や接種に係る医師や看護師等の費用として2,070円/回（時間外：+730円、休日+2,130円）を国が負担することになっています。この負担金に関する請求事務は、職域接種会場申請サイト（OVAS）上の登録区分にしたがって、パターン1の場合は大学側が、パターン2又は3の場合は外部医療機関側が行います。

<図：費用の請求・支払いの概要⁵>

新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払いの概要（職域接種）

	パターン1	パターン2	パターン3
	企業内診療所で実施	外部機関が出張して実施	外部機関に出向いて実施
			
市町村からワクチン接種の委託を受けている者	企業内診療所（=企業）	外部医療機関	外部医療機関
費用請求の実施主体	企業内診療所（=企業）	外部医療機関	外部医療機関
市町村に直接請求を行う場合	企業内診療所（=接種会場）が所在する市町村に住民票がある被接種者の費用請求	接種会場が所在する市町村に住民票がある被接種者の費用請求	外部医療機関（=接種会場）が所在する市町村に住民票がある被接種者にかかる費用請求
国保連を通じて請求を行う場合	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求

※市町村によっては、接種会場が所在する市町村への請求についても、国保連に委託している場合がある

⁵ 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き（第3版）」（令和3年8月3日厚生労働省）52頁。本図においては「企業」と記載していますが「大学等」に読み替えて御参照ください。

問6 大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。

以下の2つの「個別接種促進のための支援」について、大学附属病院の個別接種の実績に、大学拠点接種の実績を上乗せして、支援を受けることができます。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

●新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）⁶

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は10万円/日（定額）を交付。

●新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）⁷

特別な体制を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末まで、8・9月（8月1日～10月2日）、10・11月（10月3日～12月4日）のそれぞれの期間に4週間以上あった場合は医師1人1時間当たり7,550円、看護師等1人1時間当たり2,760円を交付。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）」については交付要件がありますので、要件に該当するか確認の上、請求事務を行ってください。

問7 外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。

お尋ねの場合、当該大学に対する支援はありませんが、外部医療機関については、「ワクチン接種対策費負担金」に加え、病院に対する「個別接種促進のための支援」を活用できます。支援内容や要件等は問6の回答を御参照ください。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

⁶ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年7月27日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）8頁「・病院への支援」参照。

⁷ 同上参照。

問 8 「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこが行うのでしょうか。

「職域接種促進のための支援」については、OVAS 上の登録区分にかかわらず大学側が請求事務を行うこととなります。

問 9 「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。

文科省による認定後は、申請主体となる大学等の本部が所在する都道府県に対して申請をしていただくこととなります。詳細については、申請先となる都道府県にご確認ください。

問 10 地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員」とあるが、どのようなものが対象になるのか。

大企業が自ら実施可能な職域接種を大学拠点接種において実施するものは、地域貢献基準の算定の対象外となります。ただし、職域接種等において同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者を受け入れた場合については、本項目の対象となります。

○令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱¹（抄）

1～2 （略）

3 事業内容

(1)～(20) （略）

(21) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

ア・イ （略）

ウ 内容

(ア) （略）

(イ) 個別接種促進のための支援

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、以下の取組への支援を行う。

①（略）

② 病院における取組

- ・ 50 回以上／日の接種を行った場合
- ・ 特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末まで、8・9 月、10・11 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上あった場合

(ウ) 職域接種促進のための支援

職域接種（令和 3 年 6 月 1 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に規定する接種を指す。以下同じ。）のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を行う。（都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費（使用料及び賃借料、備品購入費等）と同等の経費を対象として、1,000 円×接種回数を上限に実費補助）

- ・ 中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

エ 留意事項

(ア) （略）

(イ) 個別接種促進のための支援

¹ 「「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」（令和 3 年 7 月 27 日付け医政発 0727 第 16 号・健発 0727 第 4 号・薬生発 0727 第 6 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）別紙。

- ・ 「個別接種に協力する医療機関」とは、ウ（イ）の何れかの取組について、所定の様式により都道府県へ実績を報告する医療機関をいう。
- ・ 支援の対象期間は、令和3年5月10日の週から7月末まで、8・9月、10・11月とする。
- ・ ウ（イ）②病院における取組における、病院が特別な接種体制を確保した場合の支援については、都道府県から厚生労働省への交付申請や実績報告等において、（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の「新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業」に計上すること。

（ウ）職域接種促進のための支援

- ・ 本支援の対象は、中小企業又は大学等（以下「中小企業等」という。）が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業等の指定した場所に出張して実施する職域接種であること。企業内診療所が実施する場合、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は対象外であること。
- ・ 中小企業等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、本支援ではなく、医療機関の種別に応じて、「ウ（イ）個別接種促進のための支援」の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。
- ・ 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、本支援ではなく、「ウ（イ）個別接種促進のための支援」②の対象となること（当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する）。

○令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて¹（抄）

○新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

【上限額】

A.（略）

B. 個別接種促進のための支援

- ・診療所への支援（略）
- ・病院への支援

① 50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。

② 特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間中に4週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、①に加えて、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。

医師 1人1時間当たり 7,550 円

看護師等 1人1時間当たり 2,760 円

C. 職域接種促進のための支援

- ・中小企業への支援（略）
- ・大学等への支援

- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもので、当該大学等が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限り、当該接種会場の設置、運営に係る実費相当額に対して、接種1回当たり1,000円を上限に、当該大学等に交付する。

※ 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（上記B及びCに限る）については、都道府県の補助金交付事務に係る事務委託料・事務費も対象となる。

¹ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年7月27日付け各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、厚生労働省健康局結核感染症課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）。

【重要】

専修学校における新型コロナワクチンの職域接種の実施について、留意点や財政支援をまとめましたので、お知らせします。また、本日17時以降、厚生労働省の職域接種会場申請サイトへの新規の申請受付が一時休止することとなりました。

事務連絡

令和3年6月25日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校における新型コロナワクチンの職域接種の実施にあたっての留意点等について（周知）

各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について、御指導いただき、誠にありがとうございます。

先日、6月9日付け生涯学習推進課事務連絡にて、各専修学校や専修学校を設置する法人（以下「専修学校等」という。）が主体となって実施する新型コロナワクチンの接種について申請手順等をお示しし、6月21日の週より、各専修学校等における生徒・教職員等を対象としたワクチン接種が開始するところです。

この度、専修学校における新型コロナワクチンの職域接種の実施にあたっての留意点等を整理しましたので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県におかれては所轄の専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 専修学校等の職域接種の実施にあたっての留意点について

(1) 本人の意思を尊重した接種の必要性・同調圧力や不当な扱いの禁止

ワクチン接種については、被接種者本人の同意が必要であり、どこの会場で接種を受けるのかも含め、本人の希望に基づくことが大前提です。そのため、周囲の圧力で接種が強制されるようなことや、接種の有無で不当な扱いがなされることのないよう、各専修学校等においては、適切にご対応いただくとともに、所属の教職員・生徒等に対して適切に周知いただくようお願いいたします。また、ワクチン接種を実施する前には、被接種者本人に対するワクチンの効果や副反応に係る説明を適切に実施いただくようお願いいたします。

(2) ワクチン接種後の感染予防策継続の必要性

ワクチンを接種した場合、新型コロナウイルス感染症の重症化及び発症を予防できると期待されていますが、ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ十分に分かっていません。また、ワクチン接種が徐々に進んでいく段階では、すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく、ワクチンを接種した方も接種していない方も、共に社会生活を営んでいくこととなります。

そのため、ワクチン接種後においても、「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などの感染予防対策を継続していただくとともに、所属の教職員・生徒等に対しても適切に周知いただくようお願いいたします。

(3) 学生アルバイトの活用について

ワクチン接種の会場となる専修学校等においては、現下の生徒等の経済状況に鑑み、ワクチン接種に必要な業務について、生徒をアルバイトとして活用すること等に配慮いただきますようお願いいたします。

(4) ワクチン接種に係る間違い等の発生防止について

専修学校等が主体となって行う新型コロナワクチンの職域接種においては、令和3年6月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナ予防接種の間違いの防止について(その2)」を参考に、あらためてワクチン接種の手順を見直し、ワクチン接種に係る間違いの発生

防止に努めていただき、引き続き、新型コロナワクチン接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

また、ワクチン接種に当たっては、各専修学校等に届けられたワクチンを無駄に廃棄することのないよう、適切な接種の実施をお願いいたします。翌日に持ち越せないワクチンについては、予約していない生徒、接種可能な教職員等も含め、接種対象は柔軟に取り扱っていただいて構いません。

なお、専修学校等が主体となって行う新型コロナワクチンの職域接種において、ワクチン接種の間違い等が発生した際には、専修学校等は各都道府県等の専修学校主管課にも速やかにご報告いただき、各都道府県等は文部科学省に速やかに情報共有いただくようお願いいたします。

2. 職域接種を実施する専門学校等への支援策について（別紙参照）

・外部の医療機関から医師等の派遣を受け、専門学校における職域接種を行う場合の支援策

従来、専門学校が主体となるワクチンの職域接種については、接種の費用として接種1回あたり2,070円（税抜き、時間外・休日加算あり）が医療機関に対して支払われることとされていますが、それに加え、外部の医療機関が出張して実施するワクチン接種であって、専門学校での接種で所属の生徒も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすものに対して、新たに財政支援を実施することになりました（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による取組）。具体的な要件等は、今後、厚生労働省と調整の上、改めてお示ししますが、接種1回あたり1,000円を上限として、会場の設置にかかる経費等（使用料及び賃借料、備品購入費等）の実費を補助します。

なお、文部科学省が定める地域貢献の基準の方向性については、ワクチン接種の対象とする自校の教職員・生徒以外の者や自治体の要請を受けた者等についての定量的な基準（例：教職員・生徒数 × ○% 等）などを検討しています。詳細な事業スキームや基準は、厚生労働省と調整の上、改めて文部科学省より周知を行う予定です。

3. 職域接種会場申請サイトの受付一時休止

・職域接種会場申請サイトの受付一時休止について

職域接種を実施する際に申請を行う「職域接種会場申請サイト」の受付が6月8日より開始されましたが、この度、職域接種の申請件数が増え、政府が見込むモデルナワクチンの供給可能量の上限近くに達したことから、本日 17 時以降、新規の申請受付が一時休止することとなりました。

専修学校等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種についても、企業等の職域接種と同様に、本日 17 時以降の受付は休止することとなりますので、ご注意ください。なお、受付の再開の目途は現時点ではわかっていません。

<添付資料>

別紙：ワクチン接種に係る支援策について（令和3年6月17日新型コロナウイルス感染症対策本部（第69回）資料1 厚生労働省提出資料より）

参考：新型コロナ予防接種の間違いの防止について（その2）（厚生労働省 HP 掲載）

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
電話：03-6734-2915

ワクチン接種に係る支援策について（1）

別紙

令和3年6月17日（木）
新型コロナウイルス感染症対策本部
（第69回）
資料1 厚生労働省提出資料 より

○ ワクチン接種にかかる支援策としては、これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した個別接種促進のための財政支援を行ってきたところ。

当該支援の実施期間を、当面継続する。(①～③)

○ 更なるワクチン接種の加速化を図るため、「職域接種」において、医療機関が出張して実施し、一定の条件を満たす場合、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を新たに実施する。(④)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額：4,319億円(令和2年度三次補正)

<概要>

- ・単価：2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外：+730円、休日：+2,130円)

【当面継続】



【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

予算額：3,439億円(令和2年度三次補正等)

<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等



ワクチン接種に係る支援策について（2）

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



◆ 個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ **【当面継続】**

- ・週100回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通) **【当面継続】**

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日（定額）を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
 - ・医師 1人1時間当たり 7,550円
 - ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円
- ※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化 **【当面継続】**

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末まで／8・9月／10・11月に4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

◆ 職域接種に対する新たな支援策(④)

<概要>

外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を実施。(1,000円×接種回数を上限に実費補助)

- ・ 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

【新規】



企業・大学

事務連絡
令和3年6月22日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナ予防接種の間違いの防止について（その2）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）において、予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、予防接種の間違いが発生した際には、厚生労働省に速やかに報告することとしているところです。

今般、令和3年6月16日までに報告された予防接種の間違いの概要をまとめるとともに（別紙1）、自治体向け手引き様式4-7-2を用いて重大な健康被害につながるおそれのある間違いとして報告されたもののうち、血液感染を起こしうるもの及び希釈間違いについて、実際に予防接種に携わった方に対して間違いが起こった要因や再発防止策等をヒアリングし、具体的な留意点をまとめました（別紙2）。

これらを参考に、あらためて予防接種の手順を見直し、予防接種に係る間違いの発生防止に努めていただき、引き続き、新型コロナ予防接種の適切な実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

(別紙1)

令和3年6月16日までに報告があった新型コロナ予防接種に関する間違い（概要）

自治体向け手引きにおいて、市町村長は新型コロナワクチンの接種の実施に際して生じた間違いを把握した場合、以下のとおり都道府県を經由して厚生労働省へ報告することとしている。

- ① 誤った用法用量で新型コロナワクチンを接種した場合や、有効期限の切れた新型コロナワクチンを接種した場合、血液感染を起こしうる場合等の重大な健康被害につながるおそれのある間違いは、速やかに報告
- ② 接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い間違いの場合は、前月分をとりまとめて15日までに報告

新型コロナワクチンの接種開始から令和3年6月16日までに報告された間違いの概要は表1のとおり、態様別の詳細は表2のとおり。

表1 間違いとして報告のあった件数

延べ接種回数	間違いとして報告のあった件数		
		重大な間違いとして報告のあった件数	左記以外として報告のあった件数
23,329,470	139	70	69
(10万回当たり)	0.596	0.300	0.296

表2 間違いの態様別の詳細

間違いの態様	件数	10万回あたりの件数
1. 接種ワクチンの種類の違い	1	0.004
2. 対象者の誤認（3.を除く）	1	0.004
3. 接種対象年齢以外の接種	0	0
4. 不必要な接種	13	0.056
5. 接種間隔の違い	31	0.133
6. 接種量の違い	13	0.056
7. 接種部位・接種方法の違い	1	0.004
8. 接種器具の扱いが不適切	6	0.026
9. 血液感染を起こし得る間違い	23	0.099
10. 期限切れワクチン接種	2	0.009
11. 不適切な保管ワクチン接種	9	0.039
12. その他	39	0.167

(別紙2)

＜間違い1＞ 他の対象者に使用した注射器を別の対象者に使用した

(事例1-1の概要)

- ① 同じテーブルに、未使用のワクチンが充填された注射器6人分が入ったトレイと、使用後の注射器を入れるトレイを近接して配置していた。
- ② 接種実施者は、廃棄担当者が針刺ししないよう、使用後の注射器をリキャップし、誤って未使用のワクチンが充填された注射器の入ったトレイに置いてしまった。
- ③ 接種実施者は、②で置かれた使用後の注射器を手にとり、シリンジ(注射筒)内にワクチンが充填されていないことを確認せずに、空の注射器を別の被接種者に穿刺してしまった。

(事例1-2の概要)

- ① 医師1名が予診、看護師1名がワクチンの注射器への充填と患者呼び込み、看護師2名が2ラインで接種を行っていた。
- ② 針捨て容器は2ラインで1つの容器を共有していた。
- ③ 接種希望者が多く混雑してきてワクチンの注射器への充填が追いつかなくなったため、接種実施者が自ら患者を呼びこみ接種をすることになった。針捨て容器まで少し距離があったため、使用後の注射器をリキャップし一旦近くのトレイに置き、待合室に被接種者の呼び込みを行った。

間違い1の背景

- 使用後の注射器が1本ずつ針捨て容器に廃棄されず、接種実施者の手の届くところにある
 - ・1本ずつではなくまとめて注射器を廃棄している
 - ・針捨て容器が接種実施者の手の届く場所にないため、使用後の注射器を一旦トレイに置かなければならない
 - ・未使用注射器のトレイと、使用後注射器のトレイが区別しにくい(※1)
 - 使用後の注射器をリキャップしたため、見た目で使用後の注射器であることがわかりづらい
 - 接種実施者と使用後の注射器を廃棄する者が異なる
 - 接種するときに、ワクチンが正しい量充填されていることを確認していない
 - ・「キャップの付いているものは未使用」という思い込みがある
 - その他の要因
 - ・外的要因により一連の作業が中断してしまう
 - ・接種希望者が多く混雑してきた等により、焦りがある
- (※1)トレイを色分けしていた事例でも未使用注射器用トレイに誤って使用後の注射器を置いてしまい、同様に別の被接種者に穿刺してしまったという報告もあり、トレイの色分けだけでは区別は不十分である。

対策

- ① リキャップを絶対に行わない
- ② 接種後は速やかに使用後の注射器を確実に廃棄する
(例)
 - ・針捨て容器は、未使用の注射器を入れるトレイとは全く別種類の容器を使用する
 - ・針捨て容器は、接種者の手が届く場所に置く 等
- ③ 接種者は、注射直前にシリンジ(注射筒)にワクチンが充填されているか必ず目視で確認する

<間違い2> 【ファイザー社ワクチン使用の場合】

使用済みのバイアルだと認識せず再度希釈・充填し、結果として生理食塩水のみを接種した

(事例の概要)

- ① 必要数のワクチン、針・シリンジ(注射筒)等作業台の上に準備し、2名で希釈・充填を開始した。
- ② 作成していた作業手順書では、希釈・充填が終わったら、使用後のバイアルは作業台の上にある廃棄容器に捨てることとしていたが、担当者Aは、院内PHSのコールに対応するために、使用後のバイアルを捨てず、作業台の上に置いたままにしてしまった。
- ④ 担当者Bは、作業台上にあったワクチンを未使用と思い込み、生理食塩水を注入し注射器に充填した。
- ⑤ 希釈・充填と接種は同時並行で行われており、接種担当者は、セットされたものを通常通り接種した。
- ⑥ 希釈・充填担当者は、予定数のバイアルの希釈・充填が終了した時に、未使用のバイアルが残っていることに気がつき、使用済みバイアルを用いて生理食塩水で再度希釈・充填された注射器が存在

間違い2の背景

- キャップを外した後の希釈前のバイアルと、希釈・充填後のバイアルは、見た目ではほぼ区別できない
- ワクチンのキャップを外し、希釈・充填してトレイに載せるまでの一連の作業が、外的要因(電話や別の作業)により中断
- 充填後のバイアルは廃棄することになっていたことから、作業台にあるバイアルは、ワクチンのキャップが外されたものであっても、使用後のものであるとは思わない
- 希釈・充填担当も接種担当も、注射器に充填された液体が生食(無色透明)かワクチン(軽度白濁)かを確認しない

対策

- ① 1トレイに、1バイアル分の必要物品を準備し、常にトレイ単位で準備、接種を行う
- ② ワクチンのキャップを外し、希釈・充填してトレイに6組セットするまでの一連の作業を中断させない
(例)
 - ・希釈・充填担当者は専従とし、他人が話しかけない。院内PHSをオフにする
 - ・やむを得ず離席するときは、一連の流れを終えた区切りの良いところで離席し、確実に引き継ぎを行う 等
- ③ 充填された薬液の外観を確認する